

赤磐市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル方式説明書

赤磐市外国語指導助手派遣業務に係る手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

赤磐市立小中学校へ外国語指導助手を派遣する業務を委託するに当たり、外国語活動、英語教育及び国際理解教育のさらなる充実と英語力の向上を図るために、プロポーザル方式により最も適格と判断される事業者の選定を行う。

2. 事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 赤磐市外国語指導助手派遣業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙 赤磐市外国語指導助手派遣業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 提案上限額 | 145,800,000円 各年度48,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。 |
| (5) 支払条件 | 精算払 |

3. 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市の令和4年度入札参加資格者名簿（物品・役務）に掲載されているものであること。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）に日本国内において国、地方公共団体の発注に係る

外国語指導助手（ALT）派遣業務を、派遣元事業者として完了した業務実績を有する者であること。

4. 参加申込書の提出

(1) 提出期間 令和5年1月13日（金）から令和5年1月23日（月）まで

(2) 提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和5年1月23日（月）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(3) 提出場所 赤磐市教育委員会教育総務課

(4) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	提案参加申込書	1部	様式1号
②	誓約書	1部	様式2号
③	委任状	1部	様式3号
④	業務受注実績書	1部	様式4号
⑤	会社概要	1部	任意様式※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。

※任意様式はA4判で作成すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、令和5年1月24日（火）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。

5. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年1月13日（金）から令和5年1月23日（月）午後5時まで

(2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質疑書（様式5号）に記入の上、令和5年1月23日（月）午後5時までに質疑を電子メールにて赤磐市教育委員会教育総務課へ下記のメールアドレス宛てに提出すること。

(3) 回答 公平性を保つため、令和5年1月24日（火）までに質問内容の回答の全てを E-mail で提案参加者全員へ送信する。

(4) 提出先 赤磐市教育委員会 教育総務課 E-mail (kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp)

※E-mail の件名の先頭に「赤磐市外国語指導助手派遣業務」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

※質問に対する回答は、本説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和5年2月7日（火）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、教育委員会との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法 書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和5年2月7日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

(2) 提出場所 赤磐市教育委員会 教育総務課

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	提案書 ※様式は任意	7部	任意様式 ※次の①～⑧について具体的な提案を行うこと。 ①派遣実績 ②採用基準及び確保策 ③研修・指導体制 ④管理体制 ⑤トラブル等への対応 ⑥学校及び教育委員会への支援体制 ⑦授業に対する取組 ⑧特筆的提案（受注者によるその他提案事項）
②	見積書 ※様式は任意	7部	任意様式※本業務に係る見積書を記名押印のうえ作成すること。 消費税等を含まない金額とすること。

(2) 提出期間 令和5年1月24日（火）から令和5年2月7日（火）まで

(3) 提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除

く。

また、郵送の場合は、令和5年2月7日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市教育委員会 教育総務課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及び質疑を実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査し、総得点の高い順に受注候補者と次点者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和5年2月9日（木）13時30分から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所 赤磐市立中央公民館 3階 第3会議室（赤磐市下市337）

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、2名以内で行うものとする。

③プレゼンテーションの内容は機器・通信回線の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④プレゼンテーションは提案書をもとに行うものとし、その旨提案書提出時に留意すること。

⑤プレゼンテーションの時間は20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）以内とする。

⑥プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

	審査項目	審査内容	配点
内容評価点	1 派遣実績	・過去5年における地方公共団体の公立小中学校への派遣実績 ・岡山県内あるいは近隣の県の公立小中学校への派遣実績	10
	2 採用基準及び確保策	・ALTの採用基準（資格・経歴等） ・採用時の日本語習得のレベルや指導力の見極め方 ・ALTの賃金水準 ・ALTの定着率	10

		・本業務における採用スケジュール	
	3 研修・指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の付与 ・採用直後の研修期間及び内容 ・配置後の研修時期、内容及び方法 ・A L Tの指導力チェック及びフォローアップ体制 	10
	4 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務状況の確認及び業務評価並びに評価後の指導体制 ・欠席・遅刻等への対応 ・日常生活の支援も含めたA L Tとの連携、相談体制 ・健康診断（胸部レントゲンを含む）の実施 ・教育委員会、学校、保護者からの要望・苦情等の把握方法とその対応の体制 ・法令順守、個人情報及び学校運営上の秘密の漏洩及び流用防止の取り組み 	15
	5 トラブル等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態への対応 ・欠員が生じた場合の補充体制 ・災害や事故等の緊急時（土・日も含む）の対応 	10
	6 学校及び教育委員会への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる学校及び教育委員会に対するサポート体制 ・A L Tから教員への指導力及び英語力の向上につながる提案及び助言について 	10
	7 授業に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づく外国語活動・外国語教育の指導カリキュラムについての方針 ・日本人教員とのティームティーチングの進め方 ・各学校の外国語活動・外国語教育の目標を意識した授業の進め方 ・小中連携を意識した授業の進め方 	15
	8 特筆的提案（受注者によるその他提案事項）	・上記以外で画期的な提案であり、目的・効果が具体的なもの	10
価格評価点	9 価格に関する項目	・見積もり金額の妥当性	10

（5）審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションを行わなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受注候補者と契約内容について協議し、随意契約により赤磐市外国語指導助手派遣業務の契約を締結する。

(2) 契約金額

受注候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。ただし赤磐市財務規則第155条第3号の規定に該当する場合は免除する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市外国語指導助手派遣業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとする。

上記のほか、本事業に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受注候補者として適当と認めた場合は、受注候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。

- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (11) 採点表及び提出された提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象とする。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (12) 最優秀提案事業者の通知をもって本事業の受注者を確約するものではない。

12. 担当部署（問い合わせ先）

〒709-0816

岡山県赤磐市下市337番地

赤磐市教育委員会 教育総務課 担当：末藤

TEL：086-955-6807

FAX：086-955-6060

E-mail：kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp